平成３１年４月２５日開催

新庄市農業委員会第２３回総会議事録

新庄市農業委員会

新庄市農業委員会総会（平成３１年４月）議事録

１．開催日時　　平成３１年４月２５日（木）午前１０時００分

２．開催場所　　新庄農業基盤管理センター

３．出席委員（１９名）

１番　浅沼　玲子	２番　今田　則雄
３番　丹　　茂	４番　星川　吉和
５番　海藤　芳正	６番　笹　　行也
７番　鶴巻　浩美	８番　間　　真一
９番　須田　雄二	１０番　髙橋　敏行
１１番　齋藤　謙二	１２番　清水　哲夫
１３番　佐藤　啓右	１４番　下山　秀一
１５番　星川　豊	１６番　三原　康志
１７番　佐藤　喜代志	１８番　指村　貞芳
１９番　森　　良一	

４．欠席した委員（０名）

５．議事日程

日程第　１　議事録署名委員及び会議書記指名
日程第　２　議案第９１号　農地法第３条の規定による許可申請について
日程第　３　議案第９２号　農業振興地域整備計画の変更について
日程第　４　議案第９３号　農用地利用集積計画について
日程第　５　報告第６８号　農地法第３条の３第１項の規程による届出について
日程第　６　報告第６９号　農地法第１８条第６項の規定による通知について
日程第　７　報告第７０号　農業振興地域整備計画の変更について

６．出席した事務局職員

局　長	津藤　隆浩	主　査	早坂　和弥
主　任	三宅　大輔	主　事	長南　友紀

７．総会議長

浅沼　玲子

８．会議の概要

○議長

ただいまより、平成３１年度新庄市農業委員会第２３回総会を開催します。総会に入りますが、事務局より出席者数の確認をお願いします。

○事務局長

現在の出席委員は１９名であります。欠席通告者はありません。従いまして、現に在任する委員の出席者が過半数を上回っておりますので、農業委員会法第２７条第３項の規定により、本第２３回総会が成立していることをご宣告申し上げます。

○議長

それではこれより議事に入ります。まず日程第１、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。慣例により議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

＜異議なしというものあり＞

○議長

ご異議ないようですので、議事録署名委員に１６番三原康志委員と１７番佐藤喜代志委員の両名にお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の三宅大輔君と長南友紀君を指名いたします。以上で日程第１を終わります。

次に日程第２、議案第９１号農地法第３条の規定による許可申請についてを上程します。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

〇事務局
議案第９１号農地法第３条の規定による許可申請につきまして、新庄地区１番から八向地区１番までの１１件につきまして議案書に基づきご提案申し上げます。
（議案書を朗読し、申請内容を説明。）
なお、農地法第３条第２項各号の審査基準には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。ご審議の程何卒よろしくお願いいたします。

〇議長
ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区１番について調査報告をお願いします。

〇１０番
農地法第３条の規定による許可申請について、新庄１番。４月１９日に調査確認しました。この農地は〇〇さんが耕作している田んぼの中にありまして、今回売買となりました。対価についても双方合意の上ということで、何ら問題無いと判断しましたので、宜しくお願いいたします。

〇議長
それでは、新庄地区２番について調査報告をお願いします。

〇２番
新庄地区２番につきまして、２０日に確認しました。これは合意解約した土地を〇〇さんが借りるもので、対価的にも双方合意しており、問題ないと判断しましたので宜しくお願いします。

〇議長
それでは、新庄地区３番について調査報告をお願いします。

〇２番
新庄地区３番について、２０日に調査しました。この農地は遊休農地の１０年ほど指定されてまして、対価的には安いですけど双方合意での売買でありまして、問題ありませんので宜しくお願いします。

〇議長
それでは、新庄地区４番について調査報告をお願いします。

○２番
　新庄地区４番について、２０日に確認しました。これは○○さんがいままで個人で借りていたものを借り人の名義を団体に移動しただけで対価的にも双方合意しており、何ら問題ないと判断しましたので宜しくお願いします。

○議長
　それでは、次に新庄地区５番について調査報告をお願いします。

○１６番
　新庄地区５番について、４月１９日に調査確認しました。新規ではありますが、同一世帯、親子間の設定という事で問題なしと判断しましたので宜しくお願いします。

○議長
　それでは、新庄地区６番について調査報告をお願いします。

○１３番
　新庄地区６番について、４月１８日に調査確認しました。経営移譲年金受給の為であり、再設定でもあり、問題ありませんでしたので宜しくお願いします。

○議長
　それでは、次に稲舟地区１番について調査報告をお願いします。

○８番
　稲舟１番につきまして、４月２０日に調査確認いたしました。○○さんと△△さんでこの耕作地は耕作しておりましたが、○○さんがお亡くなりになりまして、△△さんの方が規模を縮小したいという事で、今回の案件になっております。借り手の□□さんも意欲ある方でありますので、問題ないと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長
　それでは、次に稲舟地区２番について調査報告をお願いします。

○８番
　稲舟２番につきまして、４月２０日に確認いたしました。この農地は昨年まで△△さんが耕作しておりました。１番同様に規模を縮小したいという事で、同じく借り手の□□さんが耕作する予定であります。問題ないと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長
　それでは、稲舟地区３番について調査報告をお願いします。

○８番
　稲舟３番につきまして、４月２０日に確認いたしました。年金受給のための同一世帯、親子関係でございます。再設定でございますので問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

○議長
　それでは、萩野地区１番について調査報告をお願いします。

○１８番
　４月２０日に双方に連絡をとり、話を伺いまして双方合意の上、単価も妥当だと思われます。問題なしと判断しましたので宜しくお願いします。

○議長
　それでは、次に八向地区１番について調査報告をお願いします。

○１７番
　八向地区１番について、４月１９日に双方に確認した結果、事務局説明の通り問題ありませんでしたので宜しくお願いします。

○議長
　はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

　　＜質疑なしというものあり＞

○議長
　質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第９１号農地法第３条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

　　＜異議なしというものあり＞

○議長
　はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第９１号農地法第３条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

○議長
　次に日程第３、議案第９２号農業振興地域整備計画の変更についてを上程します。それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局
　議案第９２号農業振興地域整備計画の変更について、新庄地区１番の１件について議案書に基づきご提案申し上げます。
　（議案書を朗読し、変更内容を説明）
　ご審議の程どうぞよろしくお願いいたします。

○議長
　はい。ただいまの提案に関連しまして、担当委員の方から現地調査の結果についてご報告をお願いします。新庄地区１番について調査報告をお願いします。

○１６番
　議案第９２号農業振興地域整備計画の変更について、新庄地区１番。４月１９日に調査確認しました。前回は図面の下の方で、今回はその続きという事で、所有者の○○さんと△△さんも了解しているとの事であり、問題はないと思いますので宜しくお願いします。

○議長
　はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

＜質疑なしというものあり＞

○議長
　質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第９２号農業振興地域整備計画の変更については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜異議なしというものあり＞

○議長
　はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第９２号農業振興地域整備計画の変更については、原案のとおり可決決定されました。

○議長
　次に日程第４、議案第９３号農用地利用集積計画についてを上程します。ここで、三原康志委員と須田雄二委員が関係委員となっておりますので、農業委員会法第３１条の規定により、退席いたします。暫時休憩します。

＜「三原康志委員、須田雄二委員」退席＞

○議長
　休憩を解いて再開いたします。
　それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局
　議案第９３号農用地利用集積計画について、新庄地区１番から八向地区３番までの２３件につきまして、議案書に基づきご提案いたします。
　（議案書を朗読し、計画内容を説明）
　ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長
　はい、どうもご苦労様でした。それでは、これより質疑に入ります。ただいま事務局より説明のあった、賃借権設定２１件、使用貸借権設定１件、所有権移転１件について質疑ございませんか。

　　＜質疑なしというものあり＞

○議長
　ないようですので、それではお諮りいたします。議案第９３号農用地利用集積計画については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

　　＜異議なしというものあり＞

○議長
　異議なしと認めます。よって、議案第９３号農用地利用集積計画については、原案のとおり可決決定されました。ここで、退席委員の入場を認めます。暫時休憩します。

＜「三原康志委員、須田雄二委員」着席＞

○議長
　休憩を解いて再開します。
　それでは報告案件に入ります。
　日程第５、報告第６８号農地法第３条の３第１項の規定による届出についてを上程します。事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局
　報告第６８号農地法第３条の３第１項の規定による届出につきまして、新庄地区１番から八向地区１番までの１５件につきまして、議案書に基づきご報告いたします。

（議案書を朗読し、報告内容を説明）

○議長
　はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第６８号農地法第３条の３第１項の規定による届出について、質疑ございませんか。

＜質疑なしというものあり＞

○議長
　質疑なしと認めます。よって、報告第６８号農地法第３条の３第１項の規定による届出については、原案のとおり可決承認されました。

○議長
　次に日程第６、報告第６９号農地法第１８条第６項の規定による通知についてを上程します。事務局より朗読と説明をお願いいたします。

○事務局
　報告第６９号農地法第１８条第６項の規定による通知について、新庄地区１番から八向地区２番までの８件につきまして、議案書に基づきご報告申し上げます。
　（議案書を朗読し、報告内容を説明）

○議長
　はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第６９号農地法第１８条第６項の規定による通知について、質疑ございませんか。

＜質疑なしというものあり＞

○議長
　質疑なしと認めます。よって、報告第６９号農地法第１８条第６項の規定による通知については、原案の通り可決承認されました。

○議長
　次に日程第７、報告第７０号農業振興地域整備計画の変更についてを上程します。事務局より朗読と説明をお願いいたします。

○事務局
　報告第７０号農業振興地域整備計画の変更について、新庄地区１番から２番までの計２件につきまして、議案書に基づきご報告いたします。

（議案書を朗読し、報告内容を説明）

○議長
　ご苦労様でした。ただいまの報告第７０号農業振興地域整備計画の変更について、質疑ございませんか。

＜質疑なしというものあり＞

○議長
　質疑なしと認めます。よって、報告第７０号農業振興地域整備計画の変更については、原案の通り可決承認されました。

　以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。
　これにて、新庄市農業委員会第２３回総会を閉会いたします。

本総会議事録は、新庄市農業委員会会議規則第１３条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するため茲に署名する。

平成３１年４月２５日

新庄市農業委員会

議事録署名委員　　佐藤　喜代志

議事録署名委員　　三原　康志